

## 地域公共交通会議での協議について

### (1) 地域公共交通会議での協議について

下記の運行について、道路運送法第4条許可の申請に先立ち、地域公共交通会議において、運行にかかる協議事項として同意決議を諮ります。

### ※豊能町地域公共交通会議で協議いただきたい事項

#### ① 妙見口能勢線の代替交通について

- 阪急バス妙見口能勢線は、持続可能な公共交通体系の構築を図ることを目的とし、利用実態を踏まえ、需要規模に応じた適切な交通モードへの転換に向け、令和6年（2024年）4月からは、妙見口能勢線の代替案に基づく運行で実施する予定です。
- 妙見口能勢線の代替案に基づく運行は、道路運送法第4条の許可のもと運行する予定です。

#### ② 乗合タクシーの本格運行について

- 令和4年（2022年）7月から実施している実証運行について、利用状況及び令和6年（2024年）4月に予定している妙見口能勢線の代替交通の運行開始に合わせて、乗合タクシーの本格運行を行う予定です。
- 現在は、道路運送法第21条の許可のもと実証運行を実施しており、令和6年（2024年）4月の本格運行から道路運送法第4条の許可のもと運行する予定です。

### 道路運送法（抜粋）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。  
2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

### (2) 地域公共交通会議にて協議する事項

- 路線定期運行及び区域運行に係る事業計画等に関する事（道路運送法第5条関係）
  - 営業区域 ・ 運行系統及び運送の区間 等
- 運賃に関する事（道路運送法第9条関係）

- 「② 運賃に関する事（道路運送法第9条関係）」は、通常は、国土交通大臣が適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを審査し許可します。しかし、運賃についての規定を定める「道路運送法」では、この運賃を地元の合意形成の基で決定できると定められています（第9条第4項）。
- この「協議運賃」とは、こうした方法で決定された運賃のことを言い、これに係る合意形成の場合は、これまで地域公共交通会議となっていました。令和5年10月の道路運送法の改正に伴い、地域公共交通会議とは異なる「運賃を協議する協議会」となりました。
- 道路運送法第9条第4項に基づく構成員とする運賃を協議する協議会を新たに設置する予定です。

### (3) 協議後の流れ

- 地域公共交通協議会及び新たに設置する運賃に係る協議会の合意をいただいた後に、運行事業者に対し、「協議が調っていることの証明書」を交付し、運輸局へ各種申請を行います（標準処理期間は、概ね1ヵ月程度）。

### 道路運送法（抜粋）

（許可申請）

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別
- 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別（一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行（路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の様子の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条

- 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。
  - 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
  - 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
  - 当該路線等を管轄する地方運輸局長
  - 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

### 【令和6年（2024年）4月からの公共交通ネットワーク】



□：令和6年（2024年）4月から運行区域が拡大する地区

※さとおか防災コミュニティセンター前：令和6年（2024年）3月まで旧東郷小学校前



## (参考) 乗合タクシーの本格運行について

### ■実証運行の評価について

乗合タクシーの実証運行は、主に路線バスが運行していない地域を主な対象として地域住民の日常生活に必要な町内の移動手段を確保するため、令和4年7月から運行を開始しています。

住民アンケート調査等に基づき設定した評価指標と目標値の達成状況は下記の通りです。

目標値には到達していませんが、セーフティネットとして住民の移動手段を確保するために、令和6年4月に本格運行に移行するとともに、引き続き、利用状況をモニタリングしてまいります。

評価指標・項目	目標値	現状値	達成率
運行回数	—	754回	—
乗車人数	—	961人	—
運行日あたり利用者数(人/日)	20.0人	4.73人	24%
1便あたり利用者数	1.5人	1.27人	85%
設定運行日に対する実運行日数(稼働日割合)	100.0%	69.3%	69%
実利用者数	85人	49人	55%
収支率	12.7%	1.9%	14%

※現状値は、令和4年7月から令和5年6月末までの実績

### ■ 現行の運行概要

事業主体	能勢町
運行主体	日の丸ハイヤー株式会社
交通モード(運行車両)	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗合タクシー</li> <li>セダン型タクシー車両1台(定員4名)</li> </ul> ※一般乗合旅客自動車運送事業に使用する車両
運行区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>天王地区、岐尼地区の一部</li> <li>久佐々地区の一部、田尻地区</li> </ul> ※ともに区域運行
運行日	<ul style="list-style-type: none"> <li>天王地区、岐尼地区の一部：火・木・土の週3日</li> <li>久佐々地区の一部、田尻地区：月・水・金の週3日</li> </ul> ※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く
運行時間帯	概ね8時台から概ね17時台 ※田尻地区及び久佐々地区の一部は路線バスが運行している時間帯においてダイヤ設定を行わない <ul style="list-style-type: none"> <li>田尻地区：9時台から14時台を運行</li> <li>久佐々地区の一部：8時台から9時台、12時台から17時台を運行</li> </ul>
運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>大人(中学生以上) 300円</li> <li>小人(小学生以下) 150円</li> </ul> (1歳未満の乳児は無料。大人同伴の場合、大人1人につき小学生未満の幼児1人を無料とする。) <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳をお持ちの方など実施計画に割引対象者として定める者並びにその介護人及び付添人のうち必要と認められた者については、大人150円、小人100円</li> </ul>
利用対象者	能勢町民 ※会員登録は行わないものとする
予約方法	1週間前(7日前)から前日の16:30まで予約受付 乗車日当日の10:00までに電話予約を受け付けた場合、13:00以降の便に限り、当日乗車が可能(※土曜日の運行は対象外)

### ■ 運行計画の変更内容【協議事項】

事業主体 (資料3 P17参照)	能勢町
運行主体 (資料3 P17参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者選定後、決定予定</li> </ul>
交通モード(運行車両) (資料3 P9参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗合タクシー</li> <li>セダン型タクシー車両1台(定員4名)</li> <li>ワンボックス車両1台(定員14名または10名)</li> </ul> ※一般乗合旅客自動車運送事業に使用する車両
運行区域 (資料3 P9参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>天王地区、岐尼地区の一部</li> <li>久佐々地区の一部、田尻地区</li> <li>歌垣地区、東郷地区</li> </ul> ※いずれも区域運行
運行日 (資料3 P12参照)	平日(月曜日から金曜日)の週5日 ※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く
運行時間帯 (資料3 P12参照)	概ね8時台から概ね17時台
運賃 (資料3 P13参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大人(中学生以上) 300円</li> <li>小人(小学生以下) 150円</li> </ul> (1歳未満の乳児は無料。大人同伴の場合、大人1人につき小学生未満の幼児1人を無料とする。) <ul style="list-style-type: none"> <li>回数券：100円券55枚綴り5,000円 300円券11枚綴り3,000円</li> <li>身体障害者手帳をお持ちの方など実施計画に割引対象者として定める者並びにその介護人及び付添人のうち必要と認められた者については、大人150円、小人100円</li> </ul>
利用対象者 (資料3 P17参照)	能勢町民及び能勢町への通勤者・通学者 ※会員登録は行わないものとする
予約方法 (資料3 P17参照)	1週間前(7日前)から前日の16:30まで予約受付 乗車日当日の10:00までに電話予約を受け付けた場合、13:00以降の便に限り、当日乗車が可能

※表中の赤色文字部分が運行計画の変更内容箇所【協議事項】

### ■ 評価指標と目標値

持続可能な交通システムの実現に向けて、運行継続・運行内容の見直しの判定を行うために、現行の「評価指標」を継続して設定し、下記に示す項目を評価することで、引き続き、事業としての方向性を検討します。

乗合タクシー運行事業の評価を行うに当たっては、下記の評価指標に加えて、地域交通の多面的な効果にも留意するものとします。

評価指標・項目	目標値
運行日あたり利用者数	25.0人/日
1便あたり利用者数	1.5人
設定運行日に対する実運行日数(稼働日割合)	100.0%
実利用者数	100人